

第462回島根県議会
(平成30年2月定例会)

提出議案等一覧

島 根 県

第 4 6 2 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 3 0 . 2 . 1 9 提 案 分

区 分		議 案 名																		
	議案No																			
議 案 (53件)	予 算 案 (21件)	1 平成 2 9 年 度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 6 号)																		
		2 平成 3 0 年 度 島 根 県 一 般 会 計 予 算																		
		3 平成 3 0 年 度 公 債 管 理 特 別 会 計 予 算 外 1 3 特 別 会 計 予 算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">3 公債管理</td> <td style="width: 33%;">4 証紙</td> <td style="width: 33%;">5 総務事務集中処理</td> </tr> <tr> <td>6 市町村振興資金</td> <td>7 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 国民健康保険</td> <td>9 母子父子寡婦福祉資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 0 農林漁業改善資金</td> <td>1 1 中小企業近代化資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 2 中小企業制度融資等</td> <td>1 3 中海水中貯木場</td> <td>1 4 臨港地域整備</td> </tr> <tr> <td>1 5 流域下水道</td> <td>1 6 県営住宅</td> <td></td> </tr> </table> </div>	3 公債管理	4 証紙	5 総務事務集中処理	6 市町村振興資金	7 あさひ社会復帰促進センター診療所		8 国民健康保険	9 母子父子寡婦福祉資金		1 0 農林漁業改善資金	1 1 中小企業近代化資金		1 2 中小企業制度融資等	1 3 中海水中貯木場	1 4 臨港地域整備	1 5 流域下水道	1 6 県営住宅	
	3 公債管理	4 証紙	5 総務事務集中処理																	
6 市町村振興資金	7 あさひ社会復帰促進センター診療所																			
8 国民健康保険	9 母子父子寡婦福祉資金																			
1 0 農林漁業改善資金	1 1 中小企業近代化資金																			
1 2 中小企業制度融資等	1 3 中海水中貯木場	1 4 臨港地域整備																		
1 5 流域下水道	1 6 県営住宅																			
	1 7 平成 3 0 年 度 島 根 県 病 院 事 業 会 計 予 算 外 4 事 業 会 計 予 算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 7 病院</td> <td style="width: 20%;">1 8 電気</td> <td style="width: 20%;">1 9 工業用水道</td> <td style="width: 20%;">2 0 水道</td> <td style="width: 20%;">2 1 宅地造成</td> </tr> </table> </div>	1 7 病院	1 8 電気	1 9 工業用水道	2 0 水道	2 1 宅地造成														
1 7 病院	1 8 電気	1 9 工業用水道	2 0 水道	2 1 宅地造成																
条 例 案 (26件)	2 2	<p>貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>島根県獣医師修学資金、医学生地域医療奨学金及び緊急医師確保対策枠奨学金の返還債務の免除の条件等の見直しに伴う所要の改正</p> <p>①島根県獣医師修学資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返還債務を免除する条件である県関係機関における獣医師の業務に従事する義務年限について、貸与月額が12万円を超える場合は、貸与期間の2分の3に相当する期間から3分の5に相当する期間に変更 <p>②医学生地域医療奨学金（鳥取大学医学部の島根県枠を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返還債務を免除する条件である県内の医療機関における医師の業務に従事する義務年限について、貸与期間に相当する期間から貸与期間の2分の3に相当する期間に変更し、義務年限のうちへき地の医療機関における従事期間を貸与期間の3分の2に相当する期間とすること ・島根県内での臨床研修（初期研修）を義務化 ・知事が認める県外研修や疾病、負傷、その他やむを得ない事由により県内の医療機関で勤務できない期間については、返還猶予期間に含めないこと <p>③緊急医師確保対策枠奨学金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病、負傷、その他やむを得ない事由により県内の医療機関で勤務できない期間については、返還猶予期間に含めないこと <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">施行日：平成30年4月1日 (一部は公布の日)</p>																		

区 分		議案No	議 案 名				
条例案 つづき	2 3	島根県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理 施行日：平成30年4月1日					
	2 4	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 国の退職手当制度の改正に準じて退職手当の支給水準を引き下げ 施行日：平成30年4月1日					
	2 5	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 人事委員会の報告を受けて、水産練習船神海丸に乗り組む職員に対する実習指導の業務に係る手当を新設 <table border="1" data-bbox="466 862 1471 974"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>練習船乗組員 実習指導手当</td> <td>2,700円／日を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成30年4月1日		手当名	手当額	練習船乗組員 実習指導手当	2,700円／日を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額
	手当名	手当額					
	練習船乗組員 実習指導手当	2,700円／日を超えない範囲内で職員の職務の級に応じて人事委員会規則で定める額					
2 6	特別職の職員の退職手当に関する条例及び島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 一般職の職員の退職手当の改正に準じて退職手当の支給割合を引き下げ 施行日：平成30年4月1日						
2 7	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 職員を派遣することができる公益的法人等に一般財団法人ダム技術センターを追加 施行日：平成30年4月1日						

区 分		議案No	議 案 名																	
条例案 つづき	28	<p>島根県手数料条例の一部を改正する条例 関係法令の改正等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①消防法関係手数料</td> <td>・危険物取扱者試験等に係る手数料の改正 ・消防設備士試験等に係る手数料の改正</td> </tr> <tr> <td>②土壤汚染対策法関係手数料</td> <td>汚染土壌処理業の譲渡等の承認に係る手数料の新設</td> </tr> <tr> <td>③廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料</td> <td>2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施することの認定に係る手数料の新設</td> </tr> <tr> <td>④使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料</td> <td>破砕業の事業範囲の変更の許可に係る手数料の改正</td> </tr> <tr> <td>⑤介護保険法関係手数料</td> <td>介護医療院の開設等の許可に係る手数料の新設</td> </tr> <tr> <td>⑥砂利採取法関係手数料</td> <td>・砂利の採取計画の認可に係る手数料の改正 ・砂利の採取計画の変更の認可に係る手数料の改正</td> </tr> <tr> <td>⑦建築士法関係手数料</td> <td>二級建築士試験及び木造建築士試験に係る手数料の改正</td> </tr> <tr> <td>⑧調理師法関係手数料</td> <td>調理師試験の事務を指定試験機関が行う場合は、当該事務に係る手数料を指定試験機関に納付するよう改正</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：①平成30年5月1日 ②～⑧平成30年4月1日</p>	対象	改正内容	①消防法関係手数料	・危険物取扱者試験等に係る手数料の改正 ・消防設備士試験等に係る手数料の改正	②土壤汚染対策法関係手数料	汚染土壌処理業の譲渡等の承認に係る手数料の新設	③廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料	2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施することの認定に係る手数料の新設	④使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料	破砕業の事業範囲の変更の許可に係る手数料の改正	⑤介護保険法関係手数料	介護医療院の開設等の許可に係る手数料の新設	⑥砂利採取法関係手数料	・砂利の採取計画の認可に係る手数料の改正 ・砂利の採取計画の変更の認可に係る手数料の改正	⑦建築士法関係手数料	二級建築士試験及び木造建築士試験に係る手数料の改正	⑧調理師法関係手数料	調理師試験の事務を指定試験機関が行う場合は、当該事務に係る手数料を指定試験機関に納付するよう改正
	対象	改正内容																		
	①消防法関係手数料	・危険物取扱者試験等に係る手数料の改正 ・消防設備士試験等に係る手数料の改正																		
②土壤汚染対策法関係手数料	汚染土壌処理業の譲渡等の承認に係る手数料の新設																			
③廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料	2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施することの認定に係る手数料の新設																			
④使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料	破砕業の事業範囲の変更の許可に係る手数料の改正																			
⑤介護保険法関係手数料	介護医療院の開設等の許可に係る手数料の新設																			
⑥砂利採取法関係手数料	・砂利の採取計画の認可に係る手数料の改正 ・砂利の採取計画の変更の認可に係る手数料の改正																			
⑦建築士法関係手数料	二級建築士試験及び木造建築士試験に係る手数料の改正																			
⑧調理師法関係手数料	調理師試験の事務を指定試験機関が行う場合は、当該事務に係る手数料を指定試験機関に納付するよう改正																			
	29	<p>島根県産業廃棄物減量税条例の一部を改正する条例 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正 ①現行犯事件の強制調査を行うことができる地方税として、産業廃棄物減量税を指定 ②強制調査の夜間執行の制限を受けない地方税として、産業廃棄物減量税を指定 ③その他規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成30年4月1日</p>																		
	30	<p>島根県核燃料税条例の一部を改正する条例 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：改正法施行日 (一部は平成30年10月1日)</p>																		

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	3 1	島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例 放置自動車により生ずる支障を速やかに除去することにより、県有地等の機能を速やかに回復し、生活環境の保全及び地域的美観の維持を図るため、放置自動車の処理について必要な事項を規定 施行日：平成30年 7 月 1 日	
	3 2	島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、島根県議会議員の選挙におけるビラ作成の公費負担について新設 ・公費負担の限度額：候補者 1 人につき、ビラ 1 枚当たり 7 円51銭 施行日：平成31年 3 月 1 日	
	3 3	警察に関する手数料条例等の一部を改正する条例 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、警察に関する手数料を改正 ①警察に関する手数料条例の一部改正 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係手数料 ・火薬類取締法関係手数料 ・質屋営業法関係手数料 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係手数料 ・銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料 ・駐車監視員資格者証に係る手数料 ・運転免許試験等に係る手数料 ・警備業法関係手数料 ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料 ・探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料 ②警察に関する手数料条例の一部を改正する条例の一部改正 ・運転免許再試験に係る手数料改正に伴う経過措置の規定の整理 施行日：平成30年 4 月 1 日	
	3 4	島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 高齢者医療の確保に関する法律に基づき、保険料の見直しに合わせ財政安定化基金への拠出金の額を算出するための割合について所要の改正 ・後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合の改正 10万分の41 → 零 施行日：平成30年 4 月 1 日	

区 分		議案No	議 案 名																								
条例案 つづき	3 5	島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正 ①財政安定化基金による交付事業に係る交付金の交付要件について規定 ②市町村に対して納付を求める財政安定化基金拠出金の徴収について規定 ③その他規定の整備 施行日：平成30年4月1日																									
	3 6	島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の所要の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正する条例の名称</th> <th>サービス種別</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 </td> <td>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護</td> <td>共生型居宅サービスの事業者等の事業の基準を新設</td> </tr> <tr> <td>訪問介護</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者の責務として、利用者の服薬状況等の必要な情報の提供を追加 サービス利用に係る不当な働きかけを禁止 </td> </tr> <tr> <td rowspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 </td> <td>訪問リハビリテーション</td> <td>常勤の医師の配置を義務付け</td> </tr> <tr> <td>居宅療養管理指導</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 看護職員が行う居宅療養管理指導を廃止 運営規程に通常の事業の実施地域の規定を追加 </td> </tr> <tr> <td>短期入所療養介護</td> <td>診療所である事業所の設備基準について、食堂に関する規定を削除</td> </tr> <tr> <td>特定施設入居者生活介護</td> <td>身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務付け</td> </tr> <tr> <td>福祉用具貸与</td> <td>福祉用具専門相談員の行う福祉用具貸与の提供に当たって、福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報の提供を追加</td> </tr> <tr> <td colspan="3">介護医療院の創設に伴う規定の整備</td> </tr> <tr> <td>島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 外5件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 軽費老人ホーム 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務付け 介護医療院の創設に伴う規定の整備 </td> </tr> </tbody> </table> 施行日：平成30年4月1日 （一部は平成30年10月1日）		改正する条例の名称	サービス種別	改正内容	<ul style="list-style-type: none"> 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護	共生型居宅サービスの事業者等の事業の基準を新設	訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者の責務として、利用者の服薬状況等の必要な情報の提供を追加 サービス利用に係る不当な働きかけを禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 	訪問リハビリテーション	常勤の医師の配置を義務付け	居宅療養管理指導	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員が行う居宅療養管理指導を廃止 運営規程に通常の事業の実施地域の規定を追加 	短期入所療養介護	診療所である事業所の設備基準について、食堂に関する規定を削除	特定施設入居者生活介護	身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務付け	福祉用具貸与	福祉用具専門相談員の行う福祉用具貸与の提供に当たって、福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報の提供を追加	介護医療院の創設に伴う規定の整備			島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 外5件	<ul style="list-style-type: none"> 軽費老人ホーム 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設
改正する条例の名称	サービス種別	改正内容																									
<ul style="list-style-type: none"> 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護	共生型居宅サービスの事業者等の事業の基準を新設																									
	訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者の責務として、利用者の服薬状況等の必要な情報の提供を追加 サービス利用に係る不当な働きかけを禁止 																									
<ul style="list-style-type: none"> 島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 	訪問リハビリテーション	常勤の医師の配置を義務付け																									
	居宅療養管理指導	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員が行う居宅療養管理指導を廃止 運営規程に通常の事業の実施地域の規定を追加 																									
	短期入所療養介護	診療所である事業所の設備基準について、食堂に関する規定を削除																									
	特定施設入居者生活介護	身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務付け																									
	福祉用具貸与	福祉用具専門相談員の行う福祉用具貸与の提供に当たって、福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報の提供を追加																									
介護医療院の創設に伴う規定の整備																											
島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 外5件	<ul style="list-style-type: none"> 軽費老人ホーム 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 	<ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等の適正化を図るための措置を義務付け 介護医療院の創設に伴う規定の整備 																									

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	37	<p>島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法に定める居宅介護支援事業者の指定権限が、都道府県から市町村に移譲されることに伴う条例の廃止</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成30年4月1日</p>	
	38	<p>島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p> <p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について必要な事項を規定</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成30年4月1日</p>	
	39	<p>島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正に伴う所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成30年5月1日</p>	
	40	<p>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の所要の改正</p> <p>①島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援及び自立生活援助の創設に伴う規定の整備 ・共同生活援助について、日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準を新設 ・居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所及び自立訓練（機能訓練・生活訓練）について、共生型サービスに関する基準を新設 ・その他規定の整備 <p>②島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害者支援施設が指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合の従業員数及び設備に係る基準の特例を廃止 <p>③島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の基準に、一般就労への移行後に職場定着のための支援等の継続に努める旨の規定を追加 ・就労移行支援の基準に、通勤のための訓練の実施についての規定を追加 ・その他規定の整備 <p style="text-align: right;">施行日：平成30年4月1日</p>	

区 分		議案No	議 案 名																								
条例案 つづき	4 1	<p>島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の所要の改正</p> <p>①島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅訪問型児童発達支援の創設に伴う規定の整備 ・障害児通所支援事業所の人員配置基準の見直し ・児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、共生型サービスに関する基準を新設 ・その他規定の整備 <p>②島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障害児入所施設等の人員配置基準について、「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）」に見直し <p>③島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定福祉型障害児入所施設が指定障害者入所施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合の従業員数及び設備に係る基準の特例を廃止 ・指定福祉型障害児入所施設の人員配置基準について、「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）」に見直し ・その他規定の整理 <p style="text-align: right;">施行日：平成30年4月1日</p>																									
	4 2	<p>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>県内に市町村立の義務教育学校が設置されることに伴う関係条例の所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成30年4月1日</p>																									
	4 3	<p>県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>児童数及び生徒数の変動等に伴う職員定数の改正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td>教育職員</td> <td>1,570人</td> <td>1,573人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>187人</td> <td>187人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校</td> <td>教育職員</td> <td>989人</td> <td>995人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>80人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小中学校</td> <td>教育職員</td> <td>5,056人</td> <td>5,034人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>348人</td> <td>355人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成30年4月1日</p>		区 分		改正前	改正後	高等学校	教育職員	1,570人	1,573人	事務職員等	187人	187人	特別支援学校	教育職員	989人	995人	事務職員等	80人	80人	小中学校	教育職員	5,056人	5,034人	事務職員等	348人
区 分		改正前	改正後																								
高等学校	教育職員	1,570人	1,573人																								
	事務職員等	187人	187人																								
特別支援学校	教育職員	989人	995人																								
	事務職員等	80人	80人																								
小中学校	教育職員	5,056人	5,034人																								
	事務職員等	348人	355人																								

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	4 4	島根県特別会計条例の一部を改正する条例 島根県中小企業制度融資等特別会計を設置するための所要の改正 施行日：平成30年4月1日	
	4 5	島根県立都市公園条例の一部を改正する条例 都市公園法施行令の改正に伴う所要の改正 ①都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を100分の50とすること ②その他規定の整理 施行日：公布の日	
	4 6	島根県営住宅条例の一部を改正する条例 公営住宅法の改正に伴う所要の改正 ①県営住宅の家賃決定の際、認知症患者等の入居者からの収入申告等が困難と認められる場合、官公署の書類の閲覧等により把握する収入状況をもって、家賃を定めることができるよう改正 ②その他規定の整理 施行日：①平成30年4月1日 ②公布の日	
	4 7	島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の所要の改正 ①島根県建築基準法施行条例の一部改正 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域に、田園住居地域を追加 ②知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 田園住居地域内における建築物の建築及び用途変更の許可に係る申請の受理事務を都市計画区域を有する市町（特定行政庁である松江市及び出雲市を除く。）に権限移譲 施行日：平成30年4月1日	
一 般 事件案 (6件)	4 8	包括外部監査契約の締結について 平成30年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約 ・契約金額：15,540,000円を上限 ・契約の相手方：利弘 健（公認会計士）	
	4 9	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について 国が行う日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業及び隠岐海峡地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担限度額を設定 根拠法：漁港漁場整備法第20条第3項	

区 分		議案No	議 案 名					
一 般 事件案 つづき	5 0	宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について 処理区：西部処理区 負担市：松江市、出雲市 負担期間：平成30年度～31年度 負担額：各区分の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を流入水量1立方メートル当たりの単価とし、この単価に流入水量を乗じて得た額 単 価： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金額(円/㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二次処理費</td> <td>65.32</td> </tr> <tr> <td>資本費</td> <td>10.77</td> </tr> </tbody> </table> 根拠法：下水道法第31条の2第1項	区 分	金額(円/㎡)	二次処理費	65.32	資本費	10.77
	区 分	金額(円/㎡)						
	二次処理費	65.32						
	資本費	10.77						
5 1	財産の譲渡について 安来港十神山1号護岸 国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所が河川管理施設として管理するため、安来港十神山1号護岸を無償譲渡 物件の所在地：安来市安来町十神下2145番3地先から安来市安来町釜谷2409番3地先 物件の種類及び数量：護岸 延長251m 譲渡の相手方：中国地方整備局出雲河川事務所長 柴田 亮							
5 2	契約の締結について 主要地方道川本波多線 多田港工区 社会資本整備総合交付金(改築) (仮称) 多田トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,922,400,000円 工期：契約が成立した日の翌日から起算して600日目にあたる日まで 契約の相手方：松江土建・まるなか建設・毛利組特別共同企業体 施工場所：邑智郡川本町多田地内							
5 3	契約の締結について 波積ダム建設事業 仮排水路トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：615,600,000円 工期：契約が成立した日の翌日から起算して500日目にあたる日まで 契約の相手方：フクダ・原工務所特別共同企業体 施工場所：江津市波積町本郷地内							
報 告 (4件)	報告1	専決処分事件の報告について(権利の放棄) 26件 県立病院の診療料等に係る債権の権利放棄 放棄額：682,163円						
	報告2	専決処分事件の報告について(変更契約の締結) 1件 ・島根県立大学(出雲キャンパス)新棟整備(建築)工事 1,555,221,600円(24,037,560円増額)						

区 分	議案No	議 案 名
報 告 つづき	報告 3	専決処分事件の報告について（損害賠償） 19件 ・ 建造物損傷事故 1件 賠償額合計 44,280円 ・ 車両損傷事故 2件 賠償額合計 75,703円 ・ 交通事故 6件 賠償額合計 933,355円 ・ 落石事故等 9件 賠償額合計 763,034円 ・ その他 1件 賠償額合計 5,740円
	報告 4	専決処分事件の報告について（訴えの提起） 1件 県営住宅家賃長期滞納者に対する明渡訴訟 対象者 1名